

○国見町庁舎における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(令和4年10月1日訓令第34号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、国見町庁舎における通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪を防止し、及び職員への不当な圧力を排除することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。

(2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置き、総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、管理取扱者を置くことができる。

3 前項の管理取扱者は、管理責任者が命じた者をもって充てる。

(設置の公表)

第4条 管理責任者は、町のホームページ等に通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者は、国見町個人情報保護条例（平成27年条例第30号。以下「条例」という。）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損を認知したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

4 管理責任者及び管理取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の使用)

第6条 職員は、通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に録音することを告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝等刑事事件に発展するおそれがあるとき。
 - (2) 国見町不当要求行為等の排除に関する要綱（平成17年訓令第3号）第2条に規定する不当要求行為に該当するとき。
 - (3) 民事訴訟に発展するおそれがあるとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、告知しないことがやむを得ないと認められるとき。
- （通話録音データの保存及び廃棄）

第7条 通話録音データの保存期間は、録音又は記録がされた日から90日間とする。ただし、法令に定めがある場合その他管理責任者が必要と認める場合は、相当の期間延長することができる。

- 2 通話録音データは、録音したときの状態で保存するものとし、複製又は改変をしてはならない。ただし、複製については、第1条の目的を達成するため特に必要があると管理責任者が認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した通話録音データは、上書き等の操作により消去を行う。
- 4 管理責任者は、通話録音データを保存した電磁的記録媒体を破棄する場合には、破砕を行うなど通話内容が再現不可能となる方法で破棄するものとする。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第8条 通話録音データ及び電磁的記録媒体は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、条例第8条第2項の規定により行う場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話録音データ、電磁的記録及び電磁的記録媒体を利用し、又は第三者に提供しようとするときは、条例の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

（開示請求等）

第9条 管理責任者は、自己情報に係る通話録音データの開示請求等があったときは、条例の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

（苦情の処理）

第10条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。